

第3章

自立を促進するための 経済的支援策等

1 児童扶養手当

児童扶養手当制度については、離婚時における生活の激変を緩和するための給付として適切な運用に努めていくとともに、母子家庭の自立の促進に一層寄与するよう、児童扶養手当の申請・相談受付時や児童扶養手当の現況届の際にあわせて就労支援事業等の内容を母子家庭の母に周知することについて、地方公共団体に対し助言していく。

また、平成20(2008)年4月施行予定の児童扶養手当の一部支給停止措置については、今後、①一部支給停止の対象外とする者の範囲、②支給停止する額について、全国母子世帯等調査等の結果、平成14(2002)年の母子及び寡婦福祉法等の改正時の附帯決議の趣旨を踏まえ、検討を進める。

2 母子福祉資金貸付金

母子家庭の母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉を増進するため、平成19(2007)年度においても引き続き、母子福祉資金貸付金の適切な貸付けを実施していく。特に、平成19(2007)年度には、新たに、医療介護資金の医療分の貸付限度額について、一般分については31万円から34万円に、特別分については45万円から48万円にそれぞれ引き上げる。

なお、看護師等の資格取得を支援するため、高等技能訓練促進費の受給に加えて、無利子の生活資金及び技能習得資金の利用が可能であることについて、周知を図っていく。

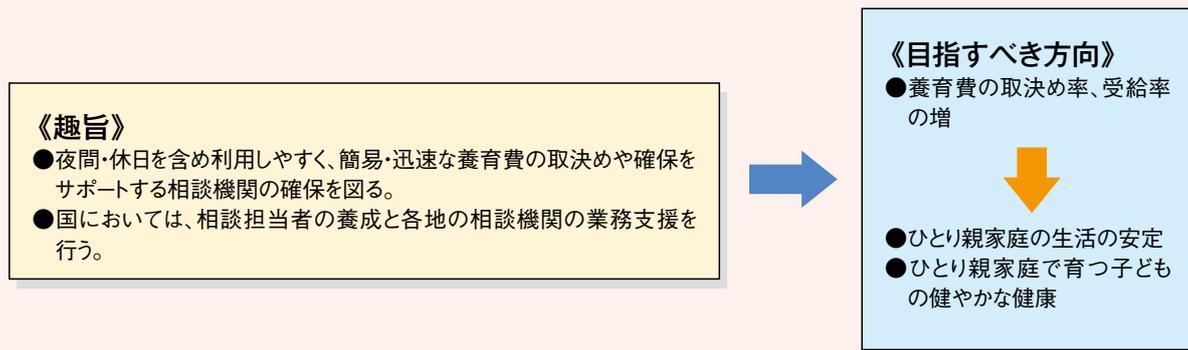
3 養育費の確保策

平成19(2007)年度に、養育費に関する情報提供、母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けた困難事例への支援や、養育費相談に応じる人材の養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を創設することとしている(図表3-1-1)。

あわせて、養育費の取得率の向上を図るため、平成19(2007)年10月から、母子家庭等就業・自立支援センターに養育費専門の相談員を配置することとしている。

これら養育費の確保策により、母子家庭の母が児童の養育費をその父親等から確保できるよう支援していく。

図表 3-1-1 養育費相談支援センターの事業概要



《スキーム》

